

改正後	現行
<p>第1条 (略)</p> <p>(助成額の範囲)</p> <p>第2条 審判請求費用助成額は、これに要する費用に相当する額とする。</p> <p>2 後見人、保佐人又は補助人(以下「後見人等」という。)の報酬に係る助成額は、申請日から起算して2年前の日が属する月から申請日が属する月までの期間かつ報酬付与の審判期間を対象期間とした、家庭裁判所が決定する後見人等の報酬額の範囲内とする。ただし、特別養護老人ホーム等の施設に入所している者については月額18,000円を、その他の者については月額28,000円を上限とする。</p> <p>(審判請求費用助成の申請)</p> <p>第3条 審判請求費用助成の申請については、審判請求費用助成申請書(様式第1号)により行わなければならない。</p> <p>(審判請求費用助成の申請者への通知)</p> <p>第4条 要綱第4条第2項に定める通知については、市長が、審判請求費用助成(交付・変更・却下)決定通知書(様式第2号)により行う。</p> <p>(後見人等の報酬助成の申請)</p> <p>第5条 後見人等の報酬助成の申請については、後見人等の報酬助成申請書(様式第3号)により行わなければならない。</p> <p>(後見人等の報酬助成の申請者への通知)</p> <p>第6条 要綱第5条第2項に定める通知については、市長が、後見人等の報酬助成(交付・変更・却下)決定通知書(様式第4号)により行う。</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(助成額の範囲)</p> <p>第2条 審判請求の助成額は、これに要する費用に相当する額とする。</p> <p>2 後見人、保佐人又は補助人(以下「後見人等」という。)の報酬に係る助成額は、家庭裁判所が決定する後見人等の報酬額の範囲内とする。ただし、特別養護老人ホーム等の施設に入所している者については月額18,000円を、その他の者については月額28,000円を上限とする。</p> <p>(審判請求費用の助成申請)</p> <p>第3条 後見等開始の審判請求費用助成の申請については、後見等開始の審判請求費用助成申請書(様式第6号)により行わなければならない。</p> <p>(審判請求費用の助成申請者への通知)</p> <p>第4条 要綱第4条第2項に定める通知については、市長が、審判請求費用助成(決定・変更・却下)通知書(様式第1号)により行う。</p> <p>(後見人等の報酬助成の申請)</p> <p>第5条 後見人等の報酬助成の申請については、後見人等の報酬助成申請書(様式第2号)により行わなければならない。</p> <p>(後見人等の報酬の助成申請者への通知)</p> <p>第6条 要綱第5条第2項に定める通知については、市長が、後見人等の報酬助成(決定・変更・却下)通知書(様式第3号)により行う。</p>

<p>(申請者の報告義務)</p> <p>第7条 要綱第6条に定める報告については、資産状況等の変更報告書(様式第5号)により市長に行わなければならない。</p> <p>(助成の中止)</p> <p>第8条 市長は、要綱第7条に規定する助成の中止を決定したときは、助成中止通知書(様式第6号)により申請者に通知しなければならない。</p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>この要領は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(申請者の報告義務)</p> <p>第7条 要綱第6条に定める報告については、資産状況等の変更報告書(様式第4号)により市長に行わなければならない。</p> <p>(助成の中止)</p> <p>第8条 市長は、要綱第7条に規定する助成の中止を決定したときは、助成中止通知書(様式第5号)により申請者に通知しなければならない。</p> <p>附 則 (略)</p> <p>(新設)</p>
---	--

改正後

現行

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

審判請求費用助成申請書

神戸市長宛

申請者（被後見人等）

申請時の居所 (自宅・入居・入所)	〒		
氏名		生年月日	年 月 日

代理人（後見人等）

住所	〒		
氏名	(肩書) (氏名)	電話番号	

この度、見出しの費用の請求がありましたが、被後見人等による支払いが困難なため、費用の助成をお願いします。

後見等決定の類型	後見・保佐・補助
後見等開始の審判請求費用	

【添付書類】

- 財産目録の写し
- 収支予定表の写し
- 保護決定通知書（最低生活費の記載がある最新のもの）の写し
※生活保護受給者の場合

様式第6号（第4条第1項関係）

年 月 日

審判請求費用助成申請書

神戸市長

代理人（後見人等）

住 所
氏 名
電話番号
本人等（被後見人等）
住 所
氏 名

このたび見出しの費用の請求がありましたが、被後見人等による支払いが困難なため、費用の助成をお願いします。

後見等決定の類型	後見・保佐・補助
後見等開始の審判請求費用	

<添付書類>

- 1. 被後見人等の財産目録及び収支目録 1式

様式第2号（第4条関係）

(公印省略)
第 号
年 月 日

審判請求費用助成（交付・変更・却下）決定通知書

（被後見人等 氏名） 様

代理人 （後見人等 氏名） 様

神戸市長

年 月 日に申請がありました、標記の助成について、次のとおり（交付・変更・却下）決定しましたので通知します。

決定内容	
助成金額	円 〔内訳：鑑定料 円、郵便切手代 円、印紙代 円、 登記手数料 円、その他 円〕

教示 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に神戸市長に対して審査請求をすることができます（なお、処分を知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をできなくなります。）。

また、この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する神戸市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に神戸市（訴訟において神戸市を代表する者は、神戸市長）を被告として提起することができます（なお、処分又は裁決を知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第1号（第4条第2項関係）

(公印省略)
第 号
年 月 日

審判請求費用助成（決定・変更・却下）通知書

様

神戸市長

年 月 日に申請がありました、標記の助成について、次のとおり（決定・変更・却下）しましたので通知します。

決定内容			
助成金額	円 (内訳：鑑定料 円、郵便切手代 円、印紙代 円、 登記手数料 円、その他 円)		
被後見人等氏名	被後見人等 生年月日	年 月 日	
被後見人等住所			
後見人等氏名			
後見人等住所			

教示 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に神戸市長に対して審査請求をすることができます（なお、処分を知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をできなくなります。）。

また、この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する神戸市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に神戸市（訴訟において神戸市を代表する者は、神戸市長）を被告として提起することができます（なお、処分又は裁決を知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

【確認事項】 申請者（被後見人等）について該当する□にチェックしてください。

＜住民票上の住所＞

- 神戸市内に住民票を有している
- 他の市区町村に住民票があるが、住所地特例・居所地特例が適用され、介護保険・障害福祉サービスの実施主体が神戸市である
 - 住民票上の市区町村から報酬助成が受けられないことを確認した

＜生活保護＞

- 受給していない
- 生活保護を神戸市から受けている
- 生活保護を他の市区町村から受けている
 - 生活保護を受けている市区町村から報酬助成が受けられないことを確認した

【添付書類】 該当する書類の□にチェックしてください

- 報酬付与の審判書の謄本の写し
- 登記事項証明書の写し
 - ⇒報酬付与の審判書に「就職の日から」もしくは「任務終了の日まで」とある場合
- 死亡診断書の写し等
 - ⇒報酬付与の審判書に「任務終了の日まで」とある場合。ただし、「任務終了の日」が記載された登記事項証明書を提出する場合は添付不要
- 財産目録の写し
- 収支予定表の写し
- 保護変更決定通知書（最低生活費の記載がある最新のもの）の写し
 - ⇒生活保護受給者の場合
- 助成対象期間において居所とその期間が分かる資料（領収書の写し等）
 - ⇒入院・入所の場合
- 住所地特例・居所地特例適用であることが分かる書類（介護保険被保険者証、障害福祉サービス受給者証等）
 - ⇒上記【確認事項】で、他の市区町村から報酬助成が受けられない場合

様式第4号(第6条関係)

(公印省略)
第 号
年 月 日

後見人等の報酬助成(交付・変更・却下)決定通知書

(被後見人等 氏名) 様

代理人 (後見人等 氏名) 様

神戸市長

年 月 日に申請のあった標記の助成について、次のとおり(交付・変更・却下)決定しましたので通知します。

決定内容	
助成金額	円

<交付条件>

- (1) 助成金を後見人等の報酬以外の目的に使用した場合は、助成金の全部または一部の返還を求めることがあります。
- (2) 後見人等は、被後見人等の資産状況並びに生活状況に変化があったときは、様式第5号により、速やかに市長に報告してください。

教示 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に神戸市長に対して審査請求をすることができます(なお、処分を知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をできなくなります。)

また、この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する神戸市長の裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に神戸市(訴訟において神戸市を代表する者は、神戸市長)を被告として提起することができます(なお、処分又は裁決を知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様式第3号(第5条第2項関係)

(公印省略)
第 号
年 月 日

後見人等の報酬助成(決定・変更・却下)通知書

代理人(後見人等)

様
様

神戸市長 矢田 立 郎

年 月 日に申請がありました、標記の助成について、次のとおり(決定・変更・却下)しましたので通知します。

決定内容			
助成金額	円		
被後見人等 氏 名	被後見人等 生年月日	年 月 日	
被後見人等 住 所			
後見人等 氏 名			
後見人等 住 所			

<交付条件>

- (1) 助成金を後見人等の報酬以外の目的に使用した場合は、助成金の全部または一部の返還を求めることがあります。
- (2) 後見人等は、被後見人等の資産状況並びに生活状況に変化があったときは、様式第4号により、速やかに福祉局長に報告してください。

教示 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に神戸市長に対して審査請求をすることができます(なお、処分を知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をできなくなります。)

また、この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する神戸市長の裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に神戸市(訴訟において神戸市を代表する者は、神戸市長)を被告として提起することができます(なお、処分又は裁決を知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様式第5号(第7条関係)

年 月 日

資産状況等の変更報告書

神戸市長 宛

報告者(後見人等)

住 所	〒		
氏 名		電話番号	

被後見人等

報告時の 居 所	〒		
氏 名			

この度、被後見人等の状況に変化が生じたので、次のとおり報告します。

変更の内容	事由発生年月日 年 月 日 《変更前》
	《変更後》
変更理由	【理 由】

<注意> 報告者は後見人等に限りません。

様式第4号(第6条関係)

年 月 日

資産状況等の変更報告書

神戸市長

報告者(後見人等) 住 所
氏 名
電話番号

このたび、被後見人等の状況に変化が生じたので、次のとおり報告します。

被後見人等 氏 名		被後見人等 生年月日	年 月 日
被後見人等 住 所			
変更のあった 内容及びその 理 由	事由発生年月日 年 月 日 【内 容】		
	【理 由】		

<注意> 報告者は後見人等にかぎりません。

様式第6号(第8条関係)

(公印省略)
第 号
年 月 日

助成中止通知書

(被後見人等 氏名) 様

代理人 (後見人等 氏名) 様

神戸市長

標記の助成については、次のとおり中止をいたしましたので通知します。

助成中止 年月日年	年 月 日	中止内容	円
助成中止 理由			

様式第5号(第7条関係)

第 号
年 月 日

助成中止通知書

代理人(後見人等)

様
様

神戸市長

標記の助成については、次のとおり中止をいたしましたので通知します。

被後見人等 氏 名		被後見人等 生年月日	年 月 日
被後見人等 住 所			
後見人等 氏 名			
後見人等 住 所			
助成中止 年月日年	年 月 日	中止内容	月額 円
助成中止理由			